

# 10 税金の控除 ぜいきんのこうじょ

**(1) 普通自動車取得税・自動車税の減免** 問 小田原県税事務所 ☎32-8000

身体に障がいのある方が使用する普通自動車、または身体に障がいのある方（児）と生計を一にする者（おおむね半径2km以内にお住まいの親族も含みます）が、障がいのある方（児）の利用にもっぱら使用する自動車一台について減免されます。ただし、事業用は除きます。



**例**

障がい名	障がいの程度	障がい名	障がいの程度
下肢障がい	1～7級	じん臓機能障がい	1級、3級、4級
体幹障がい	1～3級、5級	呼吸器機能障がい	1級、3級、4級
上肢障がい	1級、2級	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級、3級、4級
視覚障がい	1～3級、4級の1	小腸機能障がい	1級、3級、4級
聴覚障がい	2級、3級	免疫機能障がい	1～4級
平衡機能障がい	3級、5級	肝臓機能障がい	1～4級
音声機能または言語機能障がい	3級	知的障がい	A1、A2
心臓機能障がい	1級、3級、4級	精神障がい	1級

**申**

減免申請できるのは、身体に障がいのある方ご本人またはその方と生計を一にする方（おおむね半径2km以内にお住まいの親族も含みます）が所有し、身体に障がいのある方（児童）のためにもっぱら使用する車のうち1台のみです。

なお、申請は車を買替えるなどの事情がない限り、毎年する必要はありません。申請書等は自動車税管理事務所において審査され、減免が承認された場合に通知書が送られます。

申請月の翌月以後の月数に応じ、月割で計算した額を減免し、翌年度から全額免除となります。なお、自動車税は4万5千円、取得税は課税標準額で300万円の限度があります。

異動事由	留意事項
新しく購入する車を減免する場合	自動車の登録と同時に申請してください。
既に減免となっている車を下取りして新しく購入する場合等	減免されている車を処分（登録抹消または名義変更）してから、新しい車の登録と同時に申請してください。

事由	必要書類等	手続場所
身体に障がいがある方が所有する車で	印鑑 身体障害者手帳	

みずか うんてん ばあい 自ら運転する場合	うんてんめんきょしょう うつ か 運転免許証（写しでも可） しゃけんしょう うつ か 車検証（写しでも可）	<p style="text-align: center;">ふつうじょうようしゃ &lt;普通乗用車&gt; おだわらけんぜいじむしょ 小田原県税事務所</p> <p>おだわらしおぎくほ 小田原市荻窪350-1 (小田原合同庁舎2F) ☎32-8000</p>
じょうきがい かのた 上記以外の方 の場合	いんかん じどうしゃとうろくめいぎにん いんかん 印鑑（自動車登録名義人の印鑑） しょうがいしゅてちょう 障害者手帳	
	うんてんめんきょしょう うつ か せいけいどういつ 運転免許証（写しでも可（生計同一 せたい かのた めんきょしょう） 世帯の方の免許証）	
	しゃけんしょう うつ か せいけいどういつせたい 車検証（写しでも可（生計同一世帯 の車の車））	
	しょうがいしゃ かか じどうしゃぜい じどうしゃ 障害者に係る自動車税・自動車 しゅとくぜいげんめんしんせいないうかくにんしよ ようし 取得税減免申請内容確認書（用紙 けんぜいじむしょ は県税事務所にあります）	
じょうき ひつようしよるい ほか かきじゆう ばあい つぎ しよるい ひつよう 上記、必要書類の他に下記事由の場合に次の書類が必要です。 ① 抹消登録の場合 まっしょうとうろく ばあい 抹消登録証明書の写し。 ② 同一生計外の他人への譲渡の場合 どういつせいけいがい たにん じょうと ばあい 譲受人名義の自動車車検証の写し。 ③ 自動車販売業者の下取り じどうしゃはんばいぎやうしゃ したどり 下取り証明書、注文書、売買契約書の写しのいずれか1つ。		

◆ 減免の取り消しについて

い どう し ゆう 異 動 事 由
しょう かのた しほう とき 障がいのある方が死亡された時
げんめん たいしよ しょう どうきゆう がいとう 減免の対象となる障がい等級に該当しなくなったとき
くるま しょうやうしゃ しょう かのた どうきよ 車の所有者が障がいのある方と同居しなくなったとき

※障がいのある方が死亡された時は、印鑑、住民票の除票などが必要となります。

◆ 納期限後に減免申請書を提出する場合について

しんせいづき よくげつ い ご つきすう おう つきわ けいさん がく げんめん  
申請月の翌月以後の月数に応じ、月割りで計算した額を減免します。

◆ 車検用の納税証明について

しゃけんよう のうぜいしょうめい  
車検用の納税証明は自動車税管理事務所から送付されません。県税事務所において車検期限の3ヶ月前から納税証明書を発行しますので、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をもって窓口までお申し出ください。

(2) 軽自動車税の減免

問 税務課 課税係 ☎内線261

しんたい ちてき せいしん しょう いどう こんなん かのた しょう さいみん ばあい せいけい  
身体・知的・精神に障がいがあり、移動が困難な方が所有（18歳未満の場合は、生計  
いつ もの しょうう つういん つうがくなど けいじどうしゃ しょう ばあい けいじどう  
を一にする者が所有）し、通院・通学等に軽自動車を使用している場合には、軽自動  
しゃぜい げんめんせいど  
車税の減免制度があります。

のうきげん しゅうかんまえ まいとしんせい ひつよう  
納期限の1週間前までに申請してください。（毎年申請が必要です。）

ひつようしょるいとう 必要書類等	
いんかん 印鑑	しゃげんしやう 車検証
のうぜいつうちしよ のうふしよ 納税通知書（納付書）	うんでんめんぎしやう 運転免許証
しんたいしやうがいしやてちやう りやういくてちやうまた せいしんしやうがいしやほけんふくしてちやう 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳	

**(3) 所得税における障害者控除** 問 税務課 課税係 内線261

心身に障がいのある方が、所得税(国税)の納税義務者または納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族である場合、所得税控除が受けられます。

障がい者	要件	控除額 (万円)
納税義務者	身体障害者手帳3～6級の方	27
	IQ36～75の方	
納税義務者の控除対象配偶者 または扶養親族	精神障害者保健福祉手帳2～3級の方	40
	身体障害者手帳1～2級の方	
納税義務者の同居の控除対象 配偶者または扶養親族	IQ35以下の方	75
	精神障害者保健福祉手帳1級の方	
	身体障害者手帳1～2級の方	

**(4) 住民税における障害者控除** 問 税務課 課税係 内線261

心身に障がいのある方が、住民税(町民税・県民税)の納税義務者または納税義務者の配偶者、扶養親族である場合、住民税控除が受けられます。また、本人の所得が、125万円以下であるときは非課税となります。

障がい者	要件	控除額 (万円)
納税義務者	身体障害者手帳3～6級の方	26
	IQ36～75の方	
納税義務者の控除対象配偶者 または扶養親族	精神障害者保健福祉手帳2～3級の方	30
	身体障害者手帳1～2級の方	
納税義務者の同居の控除対象 配偶者または扶養親族	IQ35以下の方	53
	精神障害者保健福祉手帳1級の方	
	身体障害者手帳1～2級の方	

そうそくぜいこうじよ  
**(5) 相続税控除**

問 ぜいむか かげいがかり 課税係 ないせん 内線261

しょうがいのある方が相続により財産取得する場合、次の額の控除が受けられます。

要件	控除額
身体障害者手帳3～6級の方	一般障がい者控除85歳に達するまでの
IQ36～75の方	年数に6万円を乗じた金額を課税対象額
精神障害者保健福祉手帳2～3級の方	から控除
身体障害者手帳1～2級の方	特別障がい者控除85歳に達するまでの
IQ35以下の方	年数に12万円を乗じた金額を課税対象
精神障害者保健福祉手帳1級の方	額から控除

そうよせい ひかせい  
**(6) 贈与税の非課税**

特別障がい者を受益者として、信託会社等と特別障害者扶養信託契約を締結した場合、信託受益権の価格のうち6,000万円までは、贈与税に算入されません。

対 身体障害者手帳1～2級、IQ35以下または精神障害者保健福祉手帳1級の方

しょうがくよきんとう しょうがくこうさい りしひかせい ゆう とくべつ ゆうせいど  
**(7) 少額預金等・少額公債の利子非課税(マル優・特別マル優)制度**

障がいのある方に対して少額預金等(預貯金・合同運用信託・特定の有価証券・特定公募公債等運用投資信託)の非課税制度(マル優)と少額公債(国債及び地方債)の非課税制度(特別マル優)があり、それぞれの制度において元本350万円まで、利子等が非課税になります。詳しくは、取引金融機関等にお問い合わせください。

じぎょうせいひかせい けんめん  
**(8) 事業税非課税・減免**

問 おたわらけんぜいじむしょ 小田原県税事務所 32-8000

両眼の視力が0.06以下の視覚に障がいのある方で、あんま、マッサージ、指圧、はり等の事業を個人で行う場合、個人事業税が非課税になります。

また、身体障害者手帳が1級から4級までの方が事業を行う場合、その身体の障がい、事業の運営に著しい影響を及ぼしていると認められる場合は個人事業税が5,000円減税されます。